別紙３－１

避難場所等の名称整理について

【現　行】	【改正案】	
いっとき集合場所 発災直後、避難者が一時的に集合して様子をみたり、避難のため集団を形成したりする場所（近隣の市立小中学校及び高校の校庭等、近隣の公園）	「地域避難場所」 大規模地震等の発生後、建物等から一時的に離れ、身の安全を守るために集合するスペース。市民自身が地域の実情を考慮して選定する。	「避難場所」
	「指定避難場所」 「地域避難場所」としての活用に加え、行政等からの情報提供、状況に応じた避難誘導等の対応が想定されているスペース（市が指定する市立小中学校及び高校の校庭等）	
広域避難場所 大規模な火災等の危険から身を守り、危難が去るのを待つ場所（大きな公園・広場等）	「広域避難場所」 大規模火災など、「地域避難場所」及び「指定避難場所」でも身の安全を守ることが困難な事象が収束するまで待つスペース（大きな公園・広場等）。	
一次避難所 家の倒壊・焼失などにより自宅で生活できなくなった方が一時的に生活する場所（市立小中学校の体育館等）	「一次避難所」 家の倒壊・焼失などにより自宅で生活できなくなった方が一時的に生活する場所（市立小中学校の体育館等）	「避難所」
二次避難所 一次避難所での生活が困難な災害時要援護者（高齢者・障害者等）が避難生活をする場所（文化センター、ルミエール府中、生涯学習センター）	「二次避難所」 「一次避難所」での生活が困難な災害時要援護者（高齢者・障害者等）が避難生活をする場所（文化センター、ルミエール府中、生涯学習センター）	
	「福祉避難所」 「一次避難所」及び「二次避難所」での生活が困難で、専門スタッフ等による看護及び医療的な支援が必要な方が生活する場所（老人福祉施設等）	